

政経研究時報

No. 12-2 (2008. 10)

財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

人類を平和へと導くために

——日本国憲法の構想力を改めて問う……………浦田賢治(政治経済研究所)…… 1

温室効果ガス排出削減、日本の課題

——洞爺湖サミットの結果をふまえて……………歌川学(産業技術総合研究所)…… 5

ポイントカード

——消費者保護と財務リスクの増大……………松田真由美(政治経済研究所)……10

【お詫びと訂正】前号『政経研究時報』を「No. 11-1」と誤記しておりました。正しくは「No. 12-1」でした。

公開研究会報告

人類を平和へと導くために

日本国憲法の構想力を改めて問う

浦田 賢治

(うらた・けんじ 政治経済研究所 憲法研究室長／早稲田大学名誉教授)

1. はじめに

憲法問題は20世紀半ば冷戦下の戦後日本で始まり、以来半世紀を越えて日本最大の論争の渦中にあり続けている。例えば「九条の会」の誕生と活動も、こうした論争を背景になされている。だが、そればかりではない。冷戦終結後の現在、日本国憲法前文と第9条に示された平和主義の意義と構想力は、将来世界での人間の生き方・考え方の根本的な変革という問題と切り結びながら、自覚的な市民や批判的な大衆によって、いままさに地球規模で真剣に論議され始めている。例えば、さる5月4日から6日にかけて、千葉の幕

張メッセで開かれた「戦争の廃絶をめざす9条世界会議」は、その兆候をはっきりと示した。

こうした状況のなかで、政治経済研究所が主催して、恒例の公開研究会が、さる7月23日(水)午後2時から5時まで、明治大学研究棟第一会議室で開かれた。その研究課題は、時宜を得たものだった。「平和主義の先駆——日本国憲法第9条の意義」である。報告者は北村実氏(政治経済研究所理事／早稲田大学名誉教授)。小宮昌平氏(政治経済研究所常務理事)が座長を務め、山口孝氏(同理事長)から開会の挨拶があった。質問者も多数あったが、例えば、鶴田満彦氏(同監事)などからの発言もあった。

2. 報告者の特徴点

社会思想の領域で長年論陣を張り、論争もしてきた北村実氏である。今回報告の要点を、絞ることは難しい。だが、今日的論点に引きつけて絞ると、次のとおりである。

* 前文と第9条は、幕張メッセの「9条世界会議」で、マグワイアーが述べたように、世界の人々に希望を与えてきた。日本国憲法は、多年にわたり人類が追い求めてきた平和主義の到達点である（戦争放棄、軍備撤廃、自衛権の構図変更）。「武力によらない平和」の国際メカニズムをつくる意味で、9条2項には普遍性がある。前田朗『軍隊のない国』は、リヒテンシュタインが日本国憲法よりはやいというが、誤りだ。平時のみをみている。国連憲章は「軍事力による安全保障」方式をとる点で、画龍点睛を欠く。

* 思想としての平和主義では、カントの軍備廃止説がもっとも正しい。「臨機平和主義」(contingent pacifism)は、絶対平和主義と厳しく区別すべきだ。

* 憲法制定過程では、マッカーサーへの幣原喜重郎の提言が重要だ。野坂参三の自衛戦争肯定説は、正戦論で不戦条約の段階にとどまったにすぎない。

* 国民には、憲法9条を守り発展させる責務がある。冷戦終結で、東アジアでは地域内紛争は非武装方式で解決する。自衛隊を解散し、内外の災害救援活動をする文民専門組織をつくるのが、喫緊の課題である。

* 日本科学者会議は、昨年総会で「憲法問題特別研究委員会」を設置し、その活動を始めており、その成果を『日本の科学者』（日本科学者会議 編集発行、本の泉社 発売）に発表している。

（なお『日本の科学者』08年9月号、通巻488号4～9頁に、今回報告と同名の論説が掲載されている。）

3. 北村報告を聞き直す

北村実氏の今回の報告は、国民学校6年生で敗戦の日を迎え、集団疎開から帰宅した戦後初期世代の体験に根ざしている。その日から軍国主義教育を急に否定され、『新しい憲法のはなし』で急ぎ戦後平和主義教育をうけた。この戦後教育が、急遽反共教育に転換し、戦後民主主義が形骸化する。だが北村実氏にとって、この逆流との闘いが、実は50年以上もの長い間続いてきた。児童・生徒・学生の時代、平和と民主主義、社会主義思想の実現をめざすほうに身をおき、教員としては大学の民主化のため活動した。しかし“正統”マルクス主義を研究し教えていたのに、冷戦がおわりソ連が解体する。だから、哲学者あるいは社会思想研究者としては、その激動の中にあつて、実存する自分とその業績との精神的な対決が、何がしかの形で避け得ないのである。例えば、自己のヘーゲル研究の業績を否定的に評価するのは、その誠実さの現れであろう。平和の問題について、ヘーゲルではなくカントの思想を原則的に肯定するのも、また、もうひとつの現われであろう。カントの平和思想をこのように原則的に肯定する点で、私も立場を同じくするといえようか。だが、原則論だけでは、政策論として現実的でない。

例えば、カントは言う。「国家権力にかかわるスタッフ（支配者の数）が少なければ少ないほど、またメンバーが代表する力が大きければ大きいほど、国の体制は共和制を強めていく。改革をかさねることによって、念願の共和制にまで高められる。このような理由から、唯一完全な法のあり方に達するために、貴族制は君主制よりも難しいし、民主制では不可能であつて、そこでは暴力革命によるしかない。（カント『永遠平和のために』池内紀訳、綜合社、2007年による）。

1795年のカントの命題を正しく読み取って、いま2008年にあつて、人類の意思を形成する

ために我々が学ぶべきことは、決してなまやさしいものではない。ということを実感しつつ、北村実氏の研究報告を、今後検討していきたい。その際、例えば「正しい戦争はあるか」と問うて「正戦論」の系譜を訪ねることも、まったく無意味ではない。しかし世界恒久平和の思想の系譜を「無戦論」（戦争の非合法化を説くのは、その一例）に求め、そこからのメッセージを読み解くことが重要だと、ここで述べておきたい。

例えば、戦争廃絶の思想から完全全面軍縮の思想への展開などである。この関連で、「戦争を廃絶するための9条世界宣言」（2008年5月4～6日、9条世界会議）を、読んでおこう。

4. 9条世界会議の宣言を読む

a. 9条世界会議宣言の精髓は、その冒頭に、次のように簡潔に示されている。

「日本国憲法9条は、戦争を放棄し、国際紛争解決の手段として武力による威嚇や武力の行使をしないことを定めるとともに、軍隊や戦力の保持を禁止している。このような9条は、単なる日本だけの法規ではない。それは、国際平和メカニズムとして機能し、世界の平和を保つために他の国々にも取り入れることができるものである。9条世界会議は、戦争の廃絶をめざして、9条を人類の共有財産として支持する国際運動をつくりあげ、武力によらない平和を地球規模で呼びかける。」

分説すると、

- * 憲法9条1項だけでなく、軍備保持を禁止した2項を明示している。
- * 憲法9条が日本だけでなく、地球社会の将来を方向づける規範であるとされている。
- * この宣言には、国際運動の主体、目標および方法が示されている。

この宣言の意味するものは、例えば、ハーグ市民世界会議の声明（1999）と比較すると、次の点が重要である。1999年の声明は、戦争

放棄を示した憲法9条の精神を各国議会が決議に盛り込むことを求めた。それから10年近い歳月を経て今回2008年には、憲法9条の第2項も、世界会議の宣言に盛り込まれた。ここに、世界の市民社会運動における憲法意識の急速かつ劇的な変化を読み取ることができる。とりわけ、宣言の内容が戦争放棄原則から全面完全軍縮原則を含むものになっている点に、重要な進展をみることができる。この「9条世界会議宣言」は、日本国憲法の21世紀的意義を探るうえで、ひとつの重要な素材となる。

b. 2008年の宣言はまず「歴史の中で、土着の伝統や偉大な人物たちは、たえず人類を平和へと導こうとしてきた——とりわけ女性たちは戦争に積極的に反対してきた——」と述べる。そして、次の言葉で、この段落を締めくくっている。「9条の精神はまさに、すべての戦争が非合法化されることを求めている。そして、すべての人々が恐怖や欠乏から解放され平和のうちに生きる固有の権利を有することを世界に投げかけている。」

c. このあと、いくつもの項目が続く。「今日の世界における9条」、「9条と地球市民社会」、また「9条の約束を実現する」である。そして、「すべての政府への要求」が、13点にわたって出されている。日本政府への3つの奨励策と関連するものに絞るために、次のように抜粋して示しておこう。

- * 国連のミレニアム開発目標など、すべての国際的誓約を実行すること。
- * 平和のうちに生きる固有の権利を認め公式化すること。また権侵害に対する責任および補償メカニズムを強化すること。
- * 平和的手段による紛争予防、平和構築、人間の安全保障のための取り組みを支持し、資金を投入すること。
- * 軍事費の削減、* 平和省の設置、* 国連安保理決議1325の実行、したがって、あらゆる意思決定と政策策定の場に女性の完全かつ積極的な参加を相当数保証すること。
- * 良心的兵役拒否の権利を認め、軍隊による

犯罪に対する責任および司法システムを強化すること。*包括的で効果的な武器貿易条約を成立させること。*1996年の国際司法裁判所の勧告的意見、および2000年核不拡散条約再検討会議最終文書における「明確な約束」にしたがって、すべての核兵器を廃絶するための誠実な交渉を即時に開始し、妥結すること。*非核兵器地帯の設置。

*地球規模の気候変動への対処、戦争と軍事をもたらす環境への負の影響を転換すること。持続可能な地球を守る「国際持続可能エネルギー機関」の設立に向けて投資すること。

*平和と安全を維持するための多国間の民主的機関としてもっとも相応しい国連をさらに民主的に改革するために拒否権を廃止し、総会の役割を再活性化すること。

*日本の憲法9条やコスタリカ憲法12条のような平和条項を憲法に盛り込むことなどを通じて、戦争および、国際紛争解決のための武力による威嚇と武力の行使を放棄すること。

d. すべての政府への要求」に続いて、次の3点を「日本政府が取り組むこと」を奨励している。

*日本国憲法9条の精神を、世界に共有される遺産として尊重し保護し、さらに活性化しつつ、国際平和メカニズムとしての潜在力を実行に移すこと。

*軍事化の道を歩まず、東北アジアにおける不安定な平和を危機に陥れるような行動をとらないこと。

*世界各地における持続可能な開発のための人間の安全保障に力を注ぐとともに、ミレニアム開発目標の達成という経済大国としての責任を果たすことによって、国際社会で主導的な役割を果たすこと。

e. このあと、「市民社会が取り組むこと」を、9点に絞って誓約している。

*9条の主要な原則の維持・拡大を地球規模で促進していくことに真剣に取り組み、平和の文化を普及していくこと。

*政治的、市民的、経済的、文化的なあらゆる人権の普遍性と不可分性を認め、あらゆる人権が実現するための必須条件として、平和のうちに生きる権利を公式に認めるよう求めること。

*平和、人権、人道援助、軍縮、環境、持続可能な開発といった異なるセクター間の協力を強めることで能力を高め、効果的なネットワークを築くこと。地元、地域、世界レベルでの市民社会の参加をより拡大するために、政府、国家機関、国際機関との定期的な連絡チャンネルを設置すること。

*南アフリカの真実和解委員会の経験に学びつつ、過去から学び、紛争予防としての和解の取り組みをすすめること。

*人々が、調停、合意形成、非暴力的社会変革といった平和創造の技術をすべてのレベルにおいて身につけることができるよう、公的および民間の平和教育システムを支持すること。

*不公平を生み環境を破壊し紛争を助長するようなグローバル経済の力の集中に対抗して、平和、開発、環境に投資し、公正で非軍事的な経済をつくり出すこと。

*兵器の生産と貿易に反対してこれらを監視し、企業の社会的責任の責任規範のなかに平和を位置づけるよう呼びかけること。

*以上の提言、および、「21世紀の平和と正義のためのハーグ・アジェンダ」(1999年)、G P P A C の世界および地域提言(2005年)、「バンクーバー平和アピール」(2006年)、「暴力のない世界に向けたノーベル平和賞憲章」(2007年)などのさまざまな平和文書に盛り込まれた提言を、実行に移すこと。

*9条世界会議の成果を発展させつつ、「戦争廃絶のためのグローバル9条キャンペーン」によるフォローアップ・メカニズムを創設すること。

f. これらの「要求」や「奨励策」、及び「誓約」について、政策論として立ち入った検討が必要である。だが、ここで紙数がつき

た。その検討は、次の機会に譲りたい。

5. むすび

「人類を平和へと導くために：日本国憲法の構想力を改めて問う」と題した本稿を閉じるにあたり、検討しなければならない論点は、はなはだ重くかつ多いと感じる。しかし、理論問題には、これ以上立ち入ることができない。ただ1点だけ実践的な緊急課題を指摘するにとどめる。「戦争廃絶のためのグローバル9条キャンペーン」とは、「21世紀の平和と正義のためのハーグ・アジェンダ」（1999年）を具体化するために組織されたものである。私は、このように理解している。とすれば、この組織による「フォローアッ

プ・メカニズムを創設すること」は、憲法運動の地球化を進める上で、とても重要な課題であると思う。こうした課題を自らのものと自覚する者が、地球市民であるとするなら、世界はそうした日本人にして地球市民である者が育っていくことを待望しているであろう。

政治経済研究所が主催して今回、このような公開研究会が開かれ、北村実教授の貴重な報告を聞くことができた。これを契機に私にも、ここで論評する機会が与えられた。この機会を借りて、次のように述べて結びとした。歴史と哲学と科学、また実際と理論の問題状況をよく知り、かつ世界平和を創りだしていく、そうした実践活動に向けて誠実に一歩踏み出す人々が現れることを切望する。

温暖効果ガス排出削減、日本の課題

洞爺湖サミットの結果をふまえて

歌川 学

(うたがわ・まなぶ 産業技術総合研究所)

はじめに

7月7～9日に行われた洞爺湖サミットでは温暖化対策、特に先進国の中期目標で、積極派のEUに、消極的と目されているアメリカ等の国がどこまで歩み寄って積極的なメッセージを出せるかが注目されていた。先進国の削減義務などを定める京都議定書の次期目標の交渉は来年大きな節目を迎える。一方で、日本国内では排出削減がなかなか進まない。海外の動きを見ながら、日本の課題を検討する。

目標のめやすとサミットの結果

I P C C (気候変動に関する政府間パネ

ル)は、気温上昇が大きくなれば生態系、食料、水資源などへの被害が飛躍的に高まると警告した上で、産業革命前からの気温上昇を2～2.4℃にとどめるための削減率、それに匹敵する取組の際の先進国の削減率も示した(表1)。EUなどはこれを次期京都議定書の先進国目標として提案、先進国がまとまってメッセージを出せば、先進国自体の排出削減とともに途上国参加にも前進が期待できるため、先進国自体の削減目標、とりわけ中

表1 I P C C 第四次報告書の最も厳しい目標
(気温上昇2.0～2.4℃)

	世界の排出削減	先進国の排出削減
中期	2015年までにピークアウト	2020年までに 1990年比で25～40%削減
長期	2050年までに 50～85%削減(2000年比)	2050年までに 1990年比で80～95%削減

期（おおむね2020年）目標が期待されていた。

洞爺湖サミットでは、世界の2050年の削減目安を示したのみで⁽¹⁾、先進国の目標は示せなかった。並行して行われたMEM（主要経済国会合⁽²⁾）の合意文書にも目標数値は出せなかった⁽³⁾。

サミットで先進国が前向きな意見を打ち出す、あるいは先進国分だけでも議論を整理・集約して次のステージに踏み出すことは、残念ながらできなかった。

- (1) 2050年目標の合意は「我々は、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する目標というビジョンを、UNFCCCのすべての締約国と共有し、かつ、この目標をUNFCCCの下での交渉において、これら諸国と共に検討し、採択することを求める。」
- (2) G8に加えて豪、メキシコ、韓国と、途上国からは中国、インド、ブラジル、南アフリカ、インドネシアが加わった。
- (3) 中国、インド、ブラジル、南アフリカ、インドネシアの5カ国は、表1にあるIPCCが先進国に求める削減目標を先進国に要求した。

国際的議論の今後の流れ

表1の目標は、削減準備に時間が必要なことを考えると、その期限は間近に迫り、遅れば遅れるほど急な削減が必要になり、被害も増加し、対策コストも増える。

気候変動枠組条約・京都議定書の会議では、その締約国が2013年以降の先進国の削減目標や枠組の議論を行い、2009年に合意、と議論の期限を切って集中的に議論を行っている。

世界の排出量を2015年にピークアウトするためには、先進国が先んじて大きな削減を実現し、かつ途上国の協力を得ないと実現しない。しかし、先進国は、過去の経済不振で排出が減った旧ソ連東欧を除けば、全体として排出は1990年以降も増えた⁽⁴⁾。先進国による途上国支援のしくみも途上にある。先進国が実績をあげ、かつ将来の大きな削減の約束をして、その上で途上国に協力を求めること

が不可欠だ。2015年は目前で、そのために先進国の覚悟が求められる（これが、経済成長をあきらめることとは違うことについては後で述べる）。

- (4) 先進国のうち旧ソ連東欧を除く西側先進国は2005年に1990年比11%も温室効果ガス排出量を増加させた。このうちEU（東欧への拡大前の15カ国）の排出量は減少し、環太平洋の国で増加している。

各国の政策の動き

先号でも紹介した通り、先進国では中期目標を掲げる国が増え、発電所や工場に対する排出量取引制度を導入する国が多くを占めるようになった。

中期目標は、EUや英独などが掲げ、最近では京都議定書の次期目標の目安にもなることから盛んに議論されて来た。イギリスが26～32%削減（90年比）を法制化して5年毎に進捗点検することを決めた。ドイツはIPCC要請目標の上限である40%削減（90年比）を掲げ、しかも排出削減を保証する法制度を準備中と伝えられている。

発電所や工場に対する排出量取引制度は2005年にEUが導入、2010年までにカナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどが導入することを決めた。アメリカのいくつかの州も連邦政府と独立に導入を準備している。また、アメリカ上院には排出量取引制度導入法案がいくつか提案され、GE、GM、フォード、ダウ・ケミカル、デュポン、リオチント、アルコアなど大企業グループUSCAPが連邦政府に制度導入を求めている。EUやオーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーとアメリカ・カナダの州の一部はICAP（国際炭素行動パートナーシップ）で制度連結を視野に入れた検討を開始した。日本はオブザーバー参加している。

排出量取引制度は企業や事業所に排出枠を与えて削減義務を課すので、他の制度よりも排出総量を管理しやすい。EU（東欧拡大前

の15カ国)は2020年に大規模発電所・工場に2005年比21%削減(尚2005年までの全体排出量は1990年比1.5%減)を求めている。上記のように、アメリカ上院には(政府提案ではないが)排出量取引制度導入法案がいくつか提案され、リーバーマン&ウォーナー法案では発電所・工場などに2050年までに70%削減を求めている。

日本の排出実態

日本のCO₂排出割合は、「直接排出」(発電時の排出量は発電所の排出量とカウント)ではエネルギー転換(発電所など)と産業部門(製造業など)、それに工業プロセス(製造業など)をあわせると3分の2を占める(2006年度)。

日本の排出量は2006年度に1990年度比6.2%増加した。ガス別にはCO₂が11%増加、他のガスは減少した。90年以降のCO₂排出量(直接排出)の増加内訳を見ると、電力が53%、運輸が26%、その他(産業、業務、家庭)が21%と、電力の増加が目立つ。また、電力の2007年度統計が他部門より先に発表され、これによると電力のCO₂排出は昨年より5,200万トン増加した。これは日本の総排出量を4%増やしたことに相当する。

生産量や輸送量(まとめて「活動量」という)あたりのエネルギー消費量は、運輸貨物が1990~2006年の間に若干改善したが、産業、運輸旅客、業務、家庭は悪化した。特に運輸旅客は悪化が著しい。

活動量あたりCO₂排出量(直接排出)も1990~2006年度で、運輸旅客が20%以上悪化、2007年度統計では電力が発電量あたりCO₂排出量を9%悪化させたことも判明した。のこりの、産業、運輸貨物、業務、家庭は大差なくほぼ横ばいである。中小企業や家庭はともかく、技術のプロも多い電力、産業(製造業が大半)が効率を改善できなかったのが日本の削減が遅れた原因の一つである。

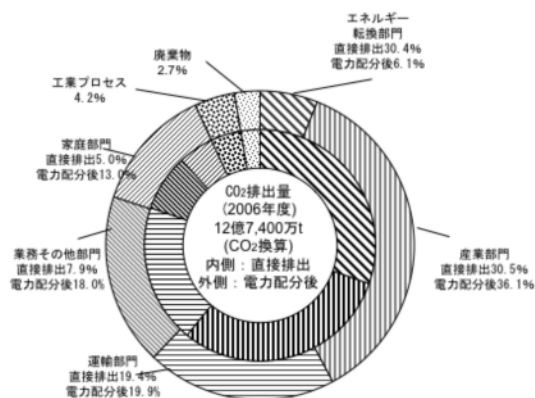


図1 日本のCO₂排出割合
国立環境研究所温室効果ガス排出インベントリより作成

CO₂排出量の計算方法

CO₂排出量は、実測ではなく燃料消費量などに排出係数をかけて求める。

排出量計算にはIPCCとそれをもとにした京都議定書のガイドラインがある。

日本の国内統計と違うところは、発電時の排出をIPCCなどのガイドラインでは発電所の排出(「直接排出」という)とすることである。この計算では発電所の排出は日本全体の約3割を占める。一方、日本では主に「電力配分後」の統計が使われ、政府の政策「京都議定書目標達成計画」も「電力配分後」で各部門の目標を決めている。この方法は、発電時の排出は電気を使った側の排出としてカウントされる。「直接排出」では、大口である発電所の排出動向をつかみやすい。「電力配分後」では、電気の利用者へのPRはしやすいが、発電所の運用の変化(排出量の大きい石炭火発の増加や、原発の停止の影響等)が消費側に大きく影響する。

日本の削減余地や費用対効果

(削減余地)

図2は自治体庁舎のエネルギー効率(床面積あたりエネルギー消費量)のばらつきを表したもので、縦軸に施設数、横軸は正規化して平均をゼロ、標準偏差を1にして分布を示している。

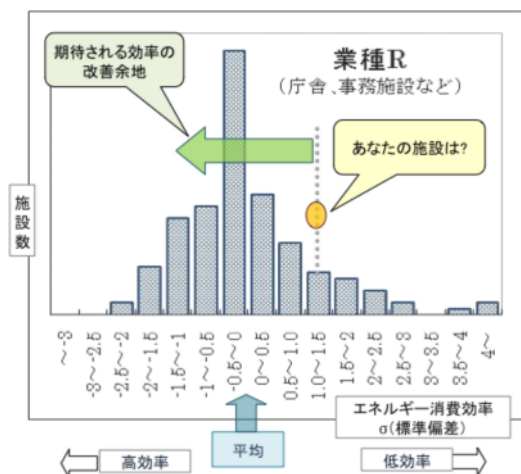


図2 自治体庁舎のエネルギー効率のばらつき
産業技術総合研究所温室効果ガス排出実態データベースより作成

エネルギー効率にはかなりのばらつきがあり、全施設が改修時に「トップランナー」施設にあわせれば莫大な削減が可能で、平均より悪い施設が改修時に現在の平均まで改善する控えめな対策でも15%程度の削減が可能である。

こうしたエネルギー効率やCO₂原単位のばらつきは、どの業種にもあるだろう。エネルギー多消費産業の典型で、エネルギーコストには敏感なはずの火力発電所にもばらつきがある。平均の発電効率が40%程度のところ、東京電力の最新鋭のLNG火力発電所は53%の発電効率を誇る。今後設備更新時に仮に全部の発電所がこの効率の設備を採用すればCO₂は25%削減、また燃料転換も同時に実施すれば発電時の排出量は半減する。多くの業種でこうした実態をつかみ、全体の削減余地をつかんだ上で削減計画を見通せると効果的であろう。

(費用対効果の高さ)

日本は国内削減にはコストがかかるとの意見がある。どうも省エネや再生可能エネルギー導入をすればエネルギーコスト削減になることを計算にいれていないのではないかと、そういう数字を見て「高い」と決めつけて対策をしない傾向にあるのではないかと危惧さ

れる。

日本でも費用対効果の高い対策を抽出していき、かつ大幅削減を実現している例を紹介する。

環境省は2005年度から「自主参加型排出量取引」を実施（設備投資の3分の1補助という破格の待遇）、26億円の補助金と、企業の資金52億円、合計78億円の投資で、参加者平均29%削減で、しかも投資回収年（単純投資回収年）

$$(\text{投資回収年}) = \frac{(\text{初期投資額})}{(\text{年間エネルギーコスト削減額})}$$

は補助金がないとしても2年以下という結果を得た。

また、ESCO(エネルギーサービス産業)が過去に実施した省エネ対策事業例のうち、設備更新を行ったものを集めると、産業部門で16%、業務部門で20%の排出削減が得られた。ESCOは性格上、投資回収年の短い対策（5年契約なら対策の投資回収年はおそらく2～3年）を中心に行うので、投資回収年の短い、すなわち費用対効果のかなり高いもののみを集めてこれだけ削減を実現したことになる。加えて、国内削減が進まなければ海外の排出枠を購入しなければならないが、国内対策が進めばこの負担も不要だ。

国内削減は、単に余地が大きいだけでなく、費用対効果の高い対策もかなりありそうである。こうした対策を探して取り組んだ企業は、無駄なエネルギーコストを減らし利得を手にでき、自治体は無駄なエネルギーコストを減らし教育や福祉などの住民サービスを充実できる。

(自治体の先例について)

自治体には、企業の削減に先んじて、対策の模範を示してほしいものである。自治体ごと・施設種類ごとに図2のような分布図をつくり、効率の悪い施設から省エネ設備投資を実行していけば、中期的には大幅削減と、

大幅な光熱費予算削減が同時に実現できる。この結果と手順を企業や市民に公開、説明し、地域の削減計画に活かすことができるだろう。

日本の政策

日本では、発電所や工場の温暖化対策は産業界の自主行動計画により行われてきたが、最近、この分野への政策導入の議論が行われている。東京都は独自に排出量取引制度導入を決め、条例を改正した。国レベルでも排出量取引の試行が行われるようだ。排出量取引は、EUの2007年までの例が示すように、削減枠が甘いと削減効果が期待できず、総枠が効果を左右する。よく話題になる配分方法については欧米の議論が参考になるだろう。

産業の負担や競争力との関係

温暖化対策でコスト増になり国際競争力が低下するとの意見もまだ一部にあるが、先に見たように、費用対効果の高い削減対策がまだ大きい。たしかに省エネなどの対策を何もしなければ、排出量取引で排出枠を他から購入したり、炭素税を支払うことでコスト増になる。しかし、制度導入を契機に対策を洗い出し、事業所ごとあるいは対策毎に効率の悪い順、削減余地の大きい順、あるいはコストの安い順に並べて、有利な対策から実施すると、投資回収年後には負担増どころか大幅な負担減になる。

しかも、省エネ対策は発注先が国内機械産業であり、政策強化がこの産業の市場や雇用を拡大し、技術革新を促すことになる。デンマークは再生可能エネルギー普及政策で、国内風力産業を世界有数の競争力をもつまでに育て、今ではドイツと共に世界市場を制覇している。CO₂排出量60%削減（2050年までに1990年比で）を法制化したイギリスは、「経済成長とCO₂を切り離す」と成長パターンの転換を試み、ヨーロッパの「工場」であるドイツも温暖化対策でこれまでに産業

と雇用を拡大した、今後も拡大するとしている。

温暖化対策が今後ますます強化される中で、どんな産業を伸ばし、どんな成長をこれから実現して行くか、環境をとりこんだ新しい市場競争が問われている。各国の知恵の出どころであり、対策で先行したところが強みを発揮することになるだろう。

まとめ

2013年以降の京都議定書の目標（国際的な排出削減）は、来年冬の条約会議で合意を得ることになっている。IPCCの最も厳しいレベルの要請では、2015年に世界の排出量を減少に向かわせ、先進国には2020年段階で1990年比25～40%削減が求められている。来年の合意はこの舵取りを確実にする、いわば人類の将来がかかるものである。日本も先進国の役割を果たすことが求められる。

国内対策を検討すると、排出削減の余地は随所にあり、しかも費用対効果の大きな削減対策も多い。しかも、上に見たように省エネ産業や自然エネルギー産業等、対策により今後のびる産業もある。企業も、このことに徐々に気がつくと思われる。

しかし、先の削減目標を前提に考えると事態はもっと切迫している。技術もあり、方法論もあり、トータルでみればコストもそうかわからないことがわかっている中で、早期に確実に対策を進めるために何が必要か、国民的議論が求められる。

ポイントカード

消費者保護と財務リスクの増大

松田 真由美

(まつだ・まゆみ 政治経済研究所 主任研究員)

ポイントカードは消費者の生活に浸透し、金融庁の研究会でポイントシステムの消費者保護が議論されるまでになった。その一方で、企業のつごうによるポイントサービスの収縮も始まっている。これはポイントシステムが少なからず企業の業績に影響を与えているためである。

そこで、昨年よりも一歩進んだ消費者保護の考えや、その後の企業リスクの増大について改めてみてゆく。

広がるポイントサービス クレジットカードなどと連結

直接の値引きではなくポイント制度を導入し、その付与率を高めることで同業他社と競争する。ポイント導入はとくに家電量販店は先駆的で、ヨドバシ、ビックカメラ、さくらやなどは90年代以前から導入していた。現金値引き方式でやってきた業界売上高1位のヤマダ電機も、数年前からポイントカード導入にふみきっている。ポイントカードは、小売業に限らず幅広く導入されてきた。

ポイントの拡大をいっそう促進したのは、異業種間での積算・統合システムの拡大である。その集約先としては航空会社のマイルが依然として人気が高い。飛行機に搭乗することなくマイルをためる陸マイラーが登場する。

さらにクレジットカードと一体化している場合、カードの請求金額に応じたポイントが得られる。ポイントカードを導入していない店舗や病院でも、クレジットカードで支払いをすればポイントが手に入る。また手にしたポイントは、買い物の支払いだけでなく、現

金、Suica、Edyなど電子マネーと呼ばれるものへの交換も可能になっている。

こうしたサービスの拡大により、生活スタイルに応じたポイントの統合・管理、価格高騰による家計への影響を抑制するためのポイント利用など、消費者もサービスを熟知し活用する傾向が強まってきている。

サービスの「改悪」 ポイント廃止企業も

このようなポイントサービスの拡大と逆行するシステムの見直しも行われている。

すでに昨年の『日経ビジネス』（2007年12月24日）は「相次ぐ“改悪”「ポイントバブル早くも崩壊へ」と、ポイントサービスの改悪に触れていた。

三井住友カードが発行するANAカードは、マイル移行への年間手数料2,100円を2008年4月から3倍の6,300円に値上げした。移行手数料が無料のコースもあるが、その場合はマイル交換比率は1ポイントで以前の半分の5マイルと悪くなった。楽天KCなど他のクレジットカード会社も同様に、人気の高いマイル移行サービスの交換比率の変更などにふみきった。

これまでも、ユニクロ、ファーストキッチンをはじめとする企業がポイントカードを廃止したが、ポイント付与率・交換比率の切り下げ、ポイント有効期限の短縮を行う企業は増えており、なかにはポイントが突如価値を失うなど消費者軽視の事例もある。

ポイントの信用はどこまで 企業は責任を持たない

たいていのポイントカードの規約には、「企業はそのサービス内容を予告なく変更し、一定の告知期間を設けてカードの運用を中断または終了できる」「その結果生じた不利益や損害には企業は責任を負わない」旨が明記されている。

経済産業省の「企業ポイント研究会」の中間報告「企業ポイントに関するルールは、運営する企業の事業判断によって変更されうる」と認め、システム変更を肯定し、セーフティネットの構築を見送った。

同研究会は、消費者保護に関し「各社は提供するポイント制度に対して、消費者が正確かつ十分な理解を得られるよう情報開示及び告知を行い、消費者の期待の明確化に努める」よう配慮を求めている。しかし実際には企業側の告知が消費者へ届かず、知らないうちにポイントが失効してしまうケースが数多く見られるのが現状である。

ポイントカード規約は企業の免責事項を主張するのみで、消費者に対するシステムの変更の告知方法など明確なものがない。消費者は企業の決定に追従しなくてはならないのである。

セーフティネット 金融庁も検討開始

しかしポイントはポイントだけにとどまらず、クレジットカードなどとの連結も広がっている。そこで金融庁の「決済に関する研究会」である「決済に関する論点の中間的な整理について」は、Suica、Edy、Pasmoのような電子マネーが広範に普及し、その利用者保護、決済手段としての安全性確立に向けた議論がすすむ中で、ポイントの利用者保護にも言及するようになった。

まず、「利用者がポイントを受け取る際に対価を支払っているかどうかに着目し、対価

が支払われているとすれば、ポイントを資金前払サービスとして考え、利用者保護等について検討を行う必要性が高いと考えられる」。つまり、対価の支払いにより獲得されたポイントは、電子マネーに準じたものとの考え、それ相応の保護の必要性を提起したのだ。

また、「ポイントが、いつでも何にでも交換可能となるような汎用性を持たばそれ自体が通貨となりうる。通貨に至らないまでも決済手段としての性格が強まるとすれば、それに応じた利用者保護、ルールの整備等の必要性が増す」。「特に換金性が高い場合には、ポイントの送付によって実質的な送金を行うことが可能であるから、このようなサービスについては、資金移動サービスと同様の検討が必要」としている。

ただし「ポイントは顧客囲い込み等の目的のために発行されるものであり、事業者がポイントに過度の流通性・汎用性を与えることは考えにくい」という消極的な見方もしている。

ポイントを「企業通貨」と呼ぶ人もいるくらい、企業間を移動することがサービスの一形態として普及し、現金や金券に換金されている現状を考慮するならば、それにふさわしい利用者保護などを考える必要があるのではないか。

サービス縮小で経費を節減

ポイントカードはリピーターや顧客の獲得に寄与はするが、その導入・維持は企業のコストの増大を招いている。

上述の『日経ビジネス』はクレジットカード会社に焦点を当てている。これまで「一般的にカード会社は1マイル当たり2～3円で航空会社からマイルを買い付け」て利用者にマイルを還元してきた。しかし改正貸金業法の成立により、「出資法と利息制限法の上限金利の間のグレーゾーン（灰色）金利での貸し付け禁止、それによる相次ぐ過払い金の返還がカード会社の収益・財務基盤を圧迫」

したため、経費節減のためにサービスを改悪せざるをえなかった。

ユニクロがポイントカードを廃止したのも「発行枚数が増え、経営を左右する要因を避けた」ためだった（「日本経済新聞」2003年4月30日）。

多くの企業は経費削減のため、もしくはポイントカード自身に付随する財務負担に耐えられずサービスの変更を行っているのである。

給与手当、広告宣伝費を上回るポイント販促費

現在、日本ではポイントカードに関する明確な会計基準はなく、会計処理の決定は企業に委ねられている。

ポイントが同一企業内で発生・使用される場合には、消費者のポイント利用時に販売費及び一般管理費として企業が負担し、決算時に未使用ポイントのうち消費者が利用するであろうポイントを引当金として設定する企業が多い。消費者によるポイントの利用率が高まり、失効率が低くなれば、それだけ引当金が増大し、その設定には費用がかさむ。

ヤマダ電機の2007年度決算ではポイント販促費は899億円で、販管費の中で第1位、32%を占め、給与手当や広告宣伝費を大幅に上回っている。ポイント引当金も72億円にのぼる。他の家電量販店も同様にポイント販売促進費の比率が高く、他社との競争激化に伴い金額も増大傾向にある。

また他社とのポイント移行・統合サービスを行っている場合については、魅力ある交換商品やサービスを自社で創出しない限り、最初の売上以外は自社の業績に結びつかずポイントは他社へ移動してゆくため、ポイント額に応じて財産が流出していつてしまうのである。

会計基準の変更は企業財務リスクを拡大

ポイントを獲得する売上であろうとリピー

ターとしてポイントを利用した売上であろうと、企業にとっては全額売上高である。

これにたいして、金融庁における消費者保護の議論では、企業がポイントを補償するためにポイント自身を債務とみなし、売上高から控除する会計処理を推奨している。この会計処理は2007年からポイントカードに関する国際会計基準（カスタマー・ロイヤリティ・プログラム）としてはすでに導入されており、金融庁はこの会計処理を推奨したものと考えられる。

結果的に法改正は見送られたものの、企業業績として売上高を重視する日本では、このような会計処理は企業にとり好ましいものではない。これだと売上時にポイント相当分が売上高から控除され、そのポイントが次回の売上高に結びつくまで負債となる。そのため、他社にポイントが流出すれば、ポイントの発行は逆に負債を抱えることになる。汎用性、流通性、換金性を有する多様なサービスが提供されている日本の場合、そのサービスに従った煩雑な会計処理も要求される。

これまで日本は「国際会計基準への収斂」という方向を打ち出してはきたが、アメリカが国際会計基準の採用を決定したことを受け、ついに日本でも導入に向けた議論が活発化しはじめた。これまで国際会計基準の個別ルール（時価会計など）が導入されるたびに日本企業は影響を受けている。ポイントカードに関する会計処理も変更を余儀なくされれば財務的影響は必至である。

金融庁は今回消費者保護の法制化を見送った理由の一つに、ポイントカードによる経済活性化への貢献を挙げている。しかし会計基準の変更は、企業にポイントカードの戦略の変更を余儀なくさせ、システム自体が改悪されれば、ポイント目当ての顧客を失う可能性もあり、消費者保護も再び必要になるかもしれない。